

第8回 江東区議会汚職防止対策等検討会次第

日時：令和5年2月7日（火）

議会運営委員会終了後

場所：江東区議会（第一委員会室）

議 題

- 1 汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について（資料1）
- 2 次期の取組について（資料2）
（参考1）
- 3 その他

(案)

汚職防止対策等検討会
最終報告書

汚職防止対策等検討会最終報告

1 はじめに

「汚職防止対策等検討会」（以下「検討会」という。）は、本区発注の委託業務の入札をめぐり、本区議会議員があっせん収賄容疑で令和4年7月30日に逮捕、8月19日に起訴されたことを受け、区議会としての再発防止策を講じるため同年9月13日に設置された。

検討会は議長を会長、副議長を副会長とし、各会派幹事長及び無所属議員1名の8名で構成され、2名の外部有識者の意見を聴取しながら、これまで計〇回にわたり検討を進めてきた。

本報告は、検討会における検討結果について最終報告するものである。

2 検討結果について

検討会では、現職議員の逮捕・起訴を受け、議員活動ができない期間の報酬等の取扱いについて早期に検討を進めることが必要であるとし、議論を重ねた結果、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合は、処分を受けた日から解かれた日までの期間の報酬の支給を停止とし、無罪となった場合は停止していた分を支給、有罪の場合は支給しないとする、また、議員が正当な理由なく長期間欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席）した場合には、翌月以降の議員報酬を支給しないとした（※1）。

また、議員の業者や区職員等との関わりの状況について把握するため、議員アンケートを実施した上で現状の課題の整理を行い、今後の取組の方向性として、政治倫理の明文化、議員の倫理意識の向上、契約における不正防止対策が必要であると整理し、職員との関わり方については、区での検討状況を踏まえ検討を進めることとした。

なお、契約における不正防止対策については、今回の事件を踏まえ、早期に基準を示す必要があることから、契約にかかる不正防止のための遵守事項を定めることとした（※2）。

※1 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第3回定例会（10月21日議員提出議案）にて可決

※2 契約にかかる不正防止のための遵守事項
議会運営委員会（12月20日）にて決定

3 次期の検討について

検討会では、2に記載のとおり、議員報酬等の条例改正及び契約にかかる遵守事項を定めるなど、本事件を受けて特に早期に取り組むべき項目について精力的に議論を進めてきた。一方で、政治倫理の明文化や議員の倫理意識の向上への取組みについては十分な協議が必要であることから、次期検討項目としてまとめたところである。

令和5年4月の統一地方選挙を経て、本区議会も新たな構成となる見通しだが、本区議会として、議員の政治倫理の確立と向上への取組を引き続き推進していくため、改選後に速やかに体制を構築し、検討を進めていくこととする。

添付資料

- (1) 汚職防止対策等検討会 会員名簿
- (2) 汚職防止対策等検討会 実施状況

汚職防止対策等検討会 会員名簿

会 長	議 長	山 本 香代子
副会長	副議長	石 川 邦 夫
会 員	自 民	若 林 しげる
	民政ク	甚 野 ゆずる
	公 明	小 嶋 和 芳
	共 産	大嵩崎 かおり
	みらい	二 瓶 文 隆
	無所属	さんのへ あや

(外部有識者)

弁 護 士	増 田 亨
公認会計士	中 山 由 紀

回	開催月日	議題及び内容
1	令和4年 9月16日 (金)	1 報酬条例の見直し(案)(概要)について →報酬条例の見直し(案)について協議した。 2 議員アンケートについて →現状把握のための議員アンケートを実施することを確認した。 3 外部有識者について →外部有識者について選任した。 4 その他
2	令和4年 9月21日 (水)	1 報酬条例の見直し(案)(概要)について →報酬条例の見直し(案)について協議し、条例改正に向けて外部有識者等への確認作業を進めることとした。 2 その他
3	令和4年 10月7日 (金)	1 報酬条例の見直し(案)について →報酬条例の見直し(案)について外部有識者の意見を踏まえ、協議した。 2 その他
4	令和4年 10月12日 (水)	1 報酬条例の見直し(案)について →条例改正の案文等について協議した。 2 その他
5	令和4年 10月20日 (木)	1 議員アンケート(案)について →議員向けアンケートの内容や実施方法等について協議した。 2 その他
6	令和4年 11月22日 (火)	1 議員アンケート集計結果について →議員向けアンケートの集計結果について事務局より報告を受けた。 2 その他
7	令和4年 12月14日 (水)	1 再発防止に向けた今後の取り組みについて →アンケート結果等を踏まえ、再発防止に向けた課題の整理及び今後の取組の方向性について協議した。 2 契約にかかる不正防止のための遵守事項について →契約にかかる不正防止について遵守事項を定めることとした。 3 その他
8	令和5年 2月 日 ()	1 最終報告書(案)について 2 次期の取組について 3 その他

次期の取組について

1 次期に取り組むべき事項

本検討会では、再発防止に向けた今後の取組みとして、「政治倫理の明文化」「議員の倫理意識の向上」「契約における不正防止対策」が必要であり、このうち、「政治倫理の明文化」及び「議員の倫理意識の向上」については、十分な協議が必要であることから次期検討項目と整理したところである。

令和5年4月の統一地方選挙を経て、本区議会も新たな構成となる見通しだが、議員の政治倫理の確立と向上への取組を引き続き推進していくため、改選後に速やかに体制を構築し、検討を進めることとする。

2 想定される主な検討・協議事項

(1) 政治倫理条例等の制定

- ・ 制定までのスケジュール（パブリックコメント等の実施）
- ・ 考え方の整理（方向性や構成内容など）

(2) 議員研修の実施

- ・ 研修内容や実施方法の整理

3 検討体制

(1) 新たな会議体を設置して検討を進める。

- ・ 任意の会議体として設置
- ・ 特別委員会として設置

(2) 既存の会議体で検討を進める。

他区の状況(政治倫理条例の制定)

※制定:3区

		制定日	検討機関等		パブコメ 実施	検討期間
			検討機関等	構成		
1	北区	H11.5.1	平成10年6月に、議長の諮問機関として「北区議会政治倫理検討会」を設置。	会派按分による11名の委員で構成するとして、一人会派を除く6会派の按分により委員を選出した。	×	平成10年6月19日～11月13日までの5か月間程度
2	新宿区	H17.6.20	(1)平成16年4月に「新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会」を設置し検討。懇談会が議長へ「答申」を提出。 (2)条例案起草委員会を設置、検討。	(1)学識経験者2名、公募区民5名、議員7名、事務局2名の合計16名 (2)議員7名	○	平成14年5月から平成17年6月まで3年と1か月程度
3	墨田区	R4.3.30	議会改革特別委員会内に設置した同委員会運営協議会で協議。一定程度の方向性が見えてきた段階で、特別委員会と協議し決定。	議会改革特別委員会:各会派に所属する議員及び会派に所属していない議員から選出した計12名で構成 議会改革特別委員会運営協議会:委員長及び副委員長並びに本特別委員会委員の中から選出した各会派1人の委員並びに会派に所属していない本特別委員会委員で構成	○	令和元年度から令和3年度までの3年間